

特別養護老人ホームについて

特別養護老人ホーム二本松いわしろ紀行



○ 特別養護老人ホームとは？

食事や排せつ、入浴など日常生活を送る上で常時介護が必要な方で、自宅での生活が困難な方がご利用される『生活の場』です。入居期間に制約はないため、終の棲家といえます。

○ 入居の要件は？

介護保険で**〔要介護3（中度）～要介護5（重度）〕**の認定を受けている方が対象となります。当施設では**90床の入居ベッド**を用意しております。

※要介護1, 2の方は一定の要件を満たし、市の審査が通らないと認められません。

医療機関ではないため、健康状態が安定していることが条件となります。



○ 入居するための料金は？

①要介護度ごとに料金が設定されています。（要介護1<要介護5）

介護保険一部負担金は通常1割負担となりますが、現役並みの所得がある方については2割、3割負担となります（介護保険負担割合証が市町村から届きます）。

例) **要介護5の方（1割負担の場合）・・・30日で138,180円**

要介護5の方（2割負担の場合）・・・30日で166,830円

要介護5の方（3割負担の場合）・・・30日で195,480円

※左記料金の中に食費や居住費、おむつ代、洗濯料金等が含まれています。

上記料金以外に各種加算や実費負担分（医療費、理容代、電化製品持込料、日用品費など）が人それぞれかかります。

②介護保険では、経済的負担が大きい方の為、「利用者負担限度額制度」があります。

※食費と居住費の減免制度です【食費：1,445円、居住費：2,206円】。

【要件】①住民税が非課税世帯であること（世帯が別でも配偶者が課税であれば不適用）。

②預貯金等が一定額以下であること（以下参照）。

段階	収入要件①	預貯金要件②	食費	居住費
第1段階	生活保護受給者	生活保護要件に準じる	300円	820円
第2段階	年金収入等80万円以下	単身650万円、夫婦1,650万円	390円	820円
第3段階①	年金収入等80万円超120万円以下	単身550万円、夫婦1,550万円	650円	1,310円
第3段階②	年金収入等120万円超	単身500万円、夫婦1,500万円	1,360円	1,310円

詳しくは担当ケアマネージャー様、市役所高齢福祉課介護保険係までお問い合わせ下さい。

○ 居室はどんな設備？

居室は全室個室となっており、1室およそ6畳程度の広さです。居室にはベッド、エアコン、洗面所が設備されております。テレビやトイレなどは居室にはありません。

居室がご本人様の生活の場（第2のご自宅）となるため、生活に必要な物品などはご家族様に準備していただくようになります。



○ ユニットケアって何？

1ユニット10人以下のグループを1つの生活単位とし、10人の方がなじみの関係を構築しながら、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で、個別に合ったケアを行います。

全室個室のためプライバシーが確保され、感染症の蔓延を防ぐと共に、ご家族様もくつろいでご面会できます。また、ユニットには決まったスタッフが配置されますので、その方に合ったケアを共有できます。

○ 住所は施設に移すの？

居住施設ですので、基本的に住所は施設に移していただくようになります。 役所での諸手続きは必要になりますが、ご本人様の単身世帯になる為、配偶者の課税状況や年金の収入状況によりますが、食費や居住費の減免が受けられるようになるかもしれません。

また、必要な保険証関係が直接施設に届くようになりますので、保健証更新等の手続きの際スムーズになります。



○ 入居中の健康管理は？

特別養護老人ホームは、原則として医師の常駐はありません。

嘱託医の先生に往診していただけるので、日常の健康管理やお薬の管理等は嘱託医の指示に従って看護師が行います。また、医療機関に受診の必要がある場合は、送迎のお手伝いなどもできます。

その他協力医療機関もございますので、体調不良時やご希望に応じての病院との連携も図れます。

何かご質問等ございましたら気軽にお問い合わせください。

二本松いわしろ紀行：0243-24-5225

生活相談員：玉水